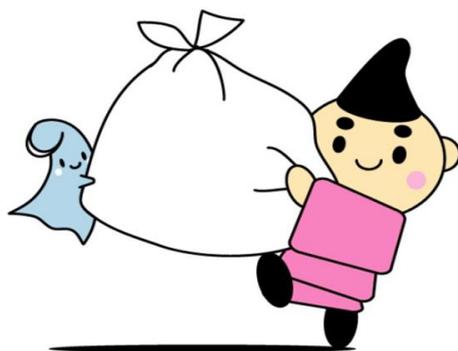


# 事業者の皆様へ

## 事業系ごみの 適正処理について



事業所から排出される「事業系ごみ」と家庭から排出される「家庭系ごみ」では、処理方法が異なります。このパンフレットは、事業所から排出される「事業系ごみ」の適正な処理方法について掲載しています。



海と太陽とみどりの中で  
ひとが輝きまちが輝く湘南・茅ヶ崎

## はじめに

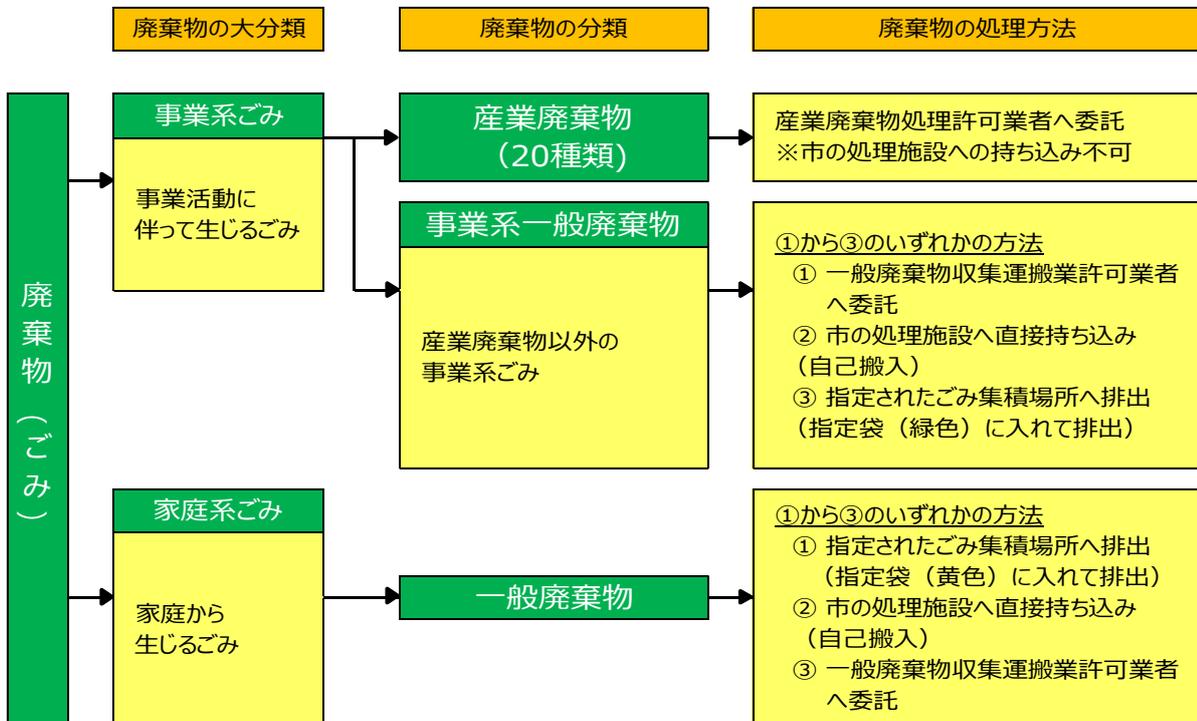
茅ヶ崎市では、要らないものを買わない・断る（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の4R（フォーアール）を実施することにより、地球環境への負荷を与えない資源循環型社会の構築を目指しています。

事業者の皆様におかれましても、4Rの考え方に基づいた廃棄物の適正な処理にご協力をお願いします。

## 廃棄物の区分

廃棄物（ごみ）は、店舗・会社・工場・事業所等から排出される「事業系ごみ」と家庭から排出される「家庭系ごみ」に大別されます。「事業系ごみ」は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に区分されます。「産業廃棄物」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた20種類の廃棄物を指します。「事業系一般廃棄物」は、事業活動に伴って排出される廃棄物の中で、産業廃棄物以外のものを指します。

## 廃棄物の区分と処理方法



## 産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類		例
すべての業種に共通	1 燃え殻	石炭がら、コークス灰、焼却残渣
	2 汚泥	メッキ汚泥、水洗ブースかす、廃白土、建設汚泥水
	3 廃油	廃潤滑油、廃切削油、廃エンジンオイル、廃動植物性油
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、すべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、排ガス洗浄廃液、苛性ソーダ水溶液、すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、廃発泡スチロール、合成皮革くず、廃タイヤ、廃ペットボトル、合成繊維
	7 ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）
	8 金属くず	空き缶、スクラップ、切削くず、ブリキくず
	9 ガラス・コンクリート・陶磁器くず	空きビン、レンガ製品くず、セメント製品くず（コンクリートくずについては、工作物の新築、改築、除却に伴って生じたものを除く）
	10 銧さい	スラグ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂
	11 がれき類	コンクリート破片等（工作物の新築、改築、除却に伴って生じたもの）
	12 ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で捕捉したもの
特定の業種によるもの	13 紙くず	建設業、パルプ製造業、製紙業、製本業等から排出されるもの
	14 木くず	建設業、木材製造業、木製品製造業等から排出されるもの
	15 繊維くず	建設業、繊維工業等から排出されるもの
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業等から排出されるもの
	17 動物系固形不要物	と畜場、食鳥処分場等から排出されるもの
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出されるもの（畜舎排水含む）
	19 動物の死体	畜産農業から排出されるもの
	20	上記19種の産業廃棄物を処理したもので、これらに該当しないもの（コンクリート固型化物等）



事業活動に伴い排出されるプラスチック製の製品・容器包装類、びん、かん、ペットボトルなどは、産業廃棄物になります。（弁当容器、ボールペン、プラスチックハンガー等）  
家庭から排出される場合とは扱いが異なるので注意が必要です！



## 排出事業者責任

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」により、事業者はすべての廃棄物を事業者自らの責任において、適正に処理するよう定められています。

## ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

- 第3条 **事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。**
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

## ● 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（事業者の責務）

- 第5条 **事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って生じた廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）を自らの責任において適正に処理しなければならない。**
- 2 事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関し、市が行う施策に積極的に協力しなければならない。

（多量排出事業者の義務）

- 第16条 **市長は、事業系廃棄物を多量に排出し、かつ、一般廃棄物処理計画における一般廃棄物処理量の見込みに著しい影響があると認めるときは、当該事業系廃棄物を排出する者（以下「多量排出事業者」という。）に対して、減量化及び資源化を図るように指示することができる。**
- 2 多量排出事業者は、前項の規定による減量化及び資源化の指示を受けたときは、廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画を記載した書類（以下「減量化等計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

（事業者の自己処理責任等）

- 第20条 **事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。**

## 事業系ごみの適正処理について

事業系ごみの処理方法は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物で異なります。記載されている処分方法に従い、適正な処理を行うようお願いします。

### 産業廃棄物を処理する場合

産業廃棄物処理業の許可を有する業者（産廃許可業者）に委託してください。その際、委託する産業廃棄物の「種類」の許可を有する産廃許可業者に委託してください。

○公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会 ☎045-681-2989

### 事業系一般廃棄物を処理する場合

事業系一般廃棄物を処理する場合、次の3つの方法があります。

#### ①一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託

一般廃棄物収集運搬業許可業者（茅ヶ崎市から廃棄物の収集運搬の許可を受けている業者）と契約し、事業系一般廃棄物の収集・運搬を委託することを指します。

○茅ヶ崎市一般廃棄物収集運搬業許可業者

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/gomi/1003269.html>

#### ②市の処理施設へ自己搬入

排出事業者が事業系一般廃棄物を市の処理施設へ直接持ち込むことを自己搬入と言います。茅ヶ崎市では、事業系一般廃棄物を自己搬入する場合、事業系一般廃棄物の重量10キログラムにつき280円を手数料として徴収しています。

<処理施設の概要>

名称	茅ヶ崎市環境事業センター	
住所	茅ヶ崎市萩園836番地	
電話番号	0467-58-4299	
搬入日時	月曜日～金曜日（休日を含む）	9:00～11:45 13:00～16:30
手数料	10キログラムにつき280円	
搬入可能なもの	事業系一般廃棄物（産業廃棄物に該当するものは除く）	

### ③指定されたごみ集積場所へ排出

「ごみ有料化」に伴い、地域のごみ集積場所にごみ(事業系一般廃棄物)を出す事業者については、次のとおり出してください。

項目	内容										
開始時期	2022(令和4)年4月1日から										
排出方法	<p>市が指定する事業者専用のごみ袋(指定袋)を使用し、「燃やせるごみ」の日に、集積場所に出してください。            ※指定袋には事業者名を記名してください。            ※集積場所に出す場合は、これまでと同様に「自治会の承諾」が必要です。</p> 										
対象品目	<p>「燃やせるごみ」のうち一般廃棄物に該当するもの            ※これまでと同様に「産業廃棄物」(主に「燃やせないごみ」)は、集積場所に出せません。            産業廃棄物処理業者に委託してください。</p>  <p>事業者用の指定袋の色は「緑色」です</p>										
指定袋の種類・値段	<p>指定袋は20ℓ・40ℓの2種類です。            各サイズ10枚1組の販売となり、値段は右の表のとおりです。            ※指定袋は2022年3月頃から販売予定です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サイズ</th> <th>20ℓ</th> <th>40ℓ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1枚あたり</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>1セット(10枚)</td> <td>1,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	サイズ	20ℓ	40ℓ	1枚あたり	150円	300円	1セット(10枚)	1,500円	3,000円	
サイズ	20ℓ	40ℓ									
1枚あたり	150円	300円									
1セット(10枚)	1,500円	3,000円									
排出制限	<p>1回の排出につき<b>40ℓまで</b>(40ℓ×1袋、または20ℓ×2袋)            ※40ℓを超えた分は、「一般廃棄物収集運搬許可業者に委託」するか、「事業者自らが環境事業センターに直接搬入」してください。この場合は、<b>指定袋を使用する必要はありません。</b></p>										

## ●茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(抜粋)

(市が処理する事業系一般廃棄物等)

第22条 **市は、一般廃棄物の処理に支障が生じない範囲内で、一般廃棄物と合わせて処理することが必要と認める事業系一般廃棄物(事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。)の処理を行うことができる。**

(一般廃棄物処理手数料)

第35条 **地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料(以下「一般廃棄物処理手数料」という。)は、別表第1に掲げるとおりとする。**

<別表第1>

その他の一般廃棄物	(1) 事業活動に伴い排出されるもので指定収集袋を使用して排出されるもの	
	ア 20リットル袋	ア 1袋につき 150円
	イ 40リットル袋	イ 1袋につき 300円
	(2) 事業活動に伴い排出されるもので規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの	10キログラムにつき 280円

【お問い合わせ先】

- ごみの減量化・資源化に関すること

**資源循環課**

**電話：0467-82-1111**

- ごみの収集・運搬に関すること

**環境事業センター（業務担当）**

**電話：0467-57-0200**

- ごみの処理・処分に関すること

**環境事業センター（管理担当）**

**電話：0467-58-4299**